

平成 20 年度

第 1 回田野畑村地域公共交通活性化協議会

日 時 平成 20 年 6 月 2 日(月)13 : 30 ~  
場 所 田野畑村役場第一会議室

次 第

1 開 会

2 村長あいさつ

3 委嘱状交付

4 協 議

- (1) 田野畑村地域公共交通活性化協議会規約の制定の承認について・・・資料 1
- (2) 役員を選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2
- (3) 田野畑村地域公共交通活性化協議会事務局規程の制定の承認について・・資料 3
- (4) 田野畑村地域公共交通活性化協議会財務規程の制定の承認について・・・資料 4
- (5) 平成 20 年度事業計画、歳入歳出予算について・・・・・・・・・・・・資料 5
- (6) 地域公共交通活性化・再生事業への応募申請について・・・・・・・・資料 6
- (7) 村運営有償運送の有効期間の更新の登録について・・・・・・・・・・・・資料 7

5 その他

6 閉 会

## 田野畑村地域公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため、田野畑村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を田野畑村田野畑143番地1に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の作成及び実施に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること
- (3) 田野畑村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第5条 会長は田野畑村長(以下「村長」という。)をもって充て、副会長は次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成し、委員は村長が委嘱又は任命する。

- (1) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局の職員
- (2) 関係する警察署の職員
- (3) 関係する道路管理者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切(乗用)旅客自動車運送業者、一般旅客自動車運送業者が組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、その他連携計画に定めよう

とする事業を実施すると見込まれる者

- (4) 住民又は利用者の代表
  - (5) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
  - (6) 村長及びその指名する田野畑村職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 会長は第3条に規定する事業に関する協議を行う場合は、委員に通知しなければならない。
  - 4 前項の規定により通知を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の議決方法は出席者の過半数の同意によるものとする。
  - 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
  - 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
  - 5 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(連携計画の作成等の提案)

- 第9条 次に掲げる者は、村長に対して、連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第3条第1項の基本方針に即して、当該提案に係る連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- (1) 道路管理者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切(乗用)旅客自動車運送業者、一般旅客自動車運送業者が組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、その他連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者
  - (2) 公共交通の利用者その他の公共交通の利用に関し利害関係を有する者
- 2 村長は、前項の規定による提案を受けた場合には、当該提案に基づき連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、田野畑村の交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監事を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監事によって行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規約は、平成20年6月2日から施行する。

( 任期の特例 )

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第6条第2項の規程にかかわらず、平成22年3月31日までとする。



## 別表第1(第6条関係)

## 田野畑村地域公共交通活性化協議会構成名簿

条項	種別	所属等	委員名
第1号委員	国土交通省東北運輸局 岩手運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整部門)	なかやしき もり お 中屋敷 守 央
		首席運輸企画専門官 (輸送・監査部門)	いちのわたり とし ゆき 一ノ渡 俊 行
第2号委員	岩手県岩泉警察署	交通課長	しもとまい さとし 下斗米 聡
第3号委員	国土交通省東北整備局三陸国道事務所	調査課長	た なか せい りゅう 田 中 誠 柳
	岩手県岩泉土木事務所	道路整備課長	わた なべ よし あき 渡 邊 義 昭
	田野畑村地域整備課	課長	くわ がた かね よし 鋤 形 金 由
	三陸鉄道株式会社	運輸企画部長	こん の じゅん いち 金 野 淳 一
	東日本交通株式会社	取締役所長	なか むら しゅう 中 村 修
	岩手県バス協会	事務局長	う べ てい いち 宇 部 貞 一
	田野畑交通有限会社	代表取締役	きく ち だい 菊 地 大
	有限会社田野畑観光タクシー	代表取締役	やま ぎき みつ お 山 崎 光 男
	岩手県タクシー協会	専務理事	さ とう せい じ 佐 藤 利 樹
第4号委員	田野畑村教育委員会	教育次長	わ やま とし じ 和 山 敏 治
	田野畑村保健医療センター	事務長	はなけ やま とし子 富 山 とし子
	田野畑北部自治振興会	役員	あわ ぶち ただし 泡 瀬 正
	羅賀明戸自治協議会	会長	はなけ やま たく あ 富 山 拓 雄
	社団法人島越自治親交会	監事	さ さき き しばる 佐々木 茂
	浜岩泉学区内連絡協議会	会長	くま がい あきら 熊 谷 章
	田野畑地区自治協議会	会長	はなけ やま せい いち 富 山 清 一
	沼袋地区自治振興会	会長	さ さき き きくさぶろう 佐々木 菊三郎
	田野畑村PTA連合会	会長	よし づか きみ あ 吉 塚 公 雄
	田野畑村老人クラブ連合会	会長	く とう ち えい 工 藤 智 榮
第5号委員	岩手県宮古地方振興局	企画振興課長	た なか こう せい 田 中 耕 平
	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	岩手県北自動車労働組合 執行委員長	とわだ きとし 十和田 諭
第6号委員	田野畑村	村長	かみ つくえ かん じ 上 机 莞 治
	〃	総務課長	なか しま きわ お 中 嶋 喜和男



## 田野畑村地域公共交通活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、田野畑村地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、田野畑村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、田野畑村（以下「村」という。）交通政策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、村の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、村において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、村において定められている公印の取扱いの例による。

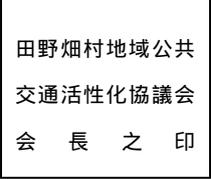
### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
田野畑村地域公共交通 活性化協議会会長の印		てん書	18×18	会長名をもって発する 文書	1	事務局長

## 田野畑村地域公共交通活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、田野畑村地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、田野畑村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、田野畑村（以下「村」という。）交通政策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、村の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、村において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、村において定められている公印の取扱いの例による。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
田野畑村地域公共交通活性化協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     田野畑村地域公共交通活性化協議会                      会 長 之 印                 </div>	てん書	18×18	会長名をもって発する文書	1	事務局長

## 田野畑村地域公共交通活性化協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、田野畑村地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、田野畑村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度の事業開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに田野畑村長（以下「村長」という。）に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製のうえ専決し、次回の協議会に報告しなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、田野畑村（以下「村」という。）の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会に報告しなければならない。

### (出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

( 協議会出納員 )

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

( 収入及び支出の手続 )

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

( 決算等 )

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第14条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに村長に送付しなければならない。

( 委任 )

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、第3項中「毎年4月1日」とあるのは「第1回の協議会の日」に、読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

協議(5)

平成 20 年度  
事業計画、歳入歳出予算について

資料目次

1 .	田野畑村の公共交通の現状と課題 ~昨年度の取り組み成果~ .....	1
1-1	公共交通の現状 .....	1
1-2	公共交通の課題と検討方針 .....	3
1-3	利用者のニーズに対応した交通システム案 .....	4
2 .	調査計画 .....	5
2-1	調査・検討の目的と方法 .....	5
2-2	調査・検討フロー図 .....	6
2-3	調査・検討体制 .....	11
3 .	検討スケジュール .....	12
4	歳入歳出予算 .....	13

1. 田野畑村の公共交通の現状と課題 ~ 昨年度の取り組み成果 ~

1-1 公共交通の現状

- ・ 田野畑村の公共交通としては、村民バスが村診療所を中心として村内を広く網羅するように走り、村内移動および岩泉町や普代村方面への村外移動を担っているほか、三陸鉄道の駅が2駅あり、久慈や宮古方面への村外移動を担っている。
- ・ 村内の医療機関としては田野畑村診療所（医師数1名）しかないことから、村民バスは村全域から診療所までの足としての役割を果たしている。
- ・ 村内には高校が、岩泉高校の分校として田野畑校が1校あるが、生徒数は少なく、岩泉高校他近隣市町村の高校への通学手段としても、村民バスと三陸鉄道が利用されている。

（村民バス）

- ・ 村民バスは平成4年にJRバスが撤退したのを契機として運行を開始し（旧80条バス）現在は5路線36系統を7台の車両で運行している。（表1）
- ・ 利用者数は、平成4年の運行開始後減少を続けている。（図1）
- ・ 村民バスの運行にかかる費用として、村が約4千万円/年を負担して維持している。
- ・ 利用者は村内に広く分散しており、診療所や駅を中心に移動を行っている。（図2）

表1 田野畑村の公共交通体系の主な経過

年月	内容	備考
~ 昭和 59 年	<b>&lt; 民間事業者による路線バスの運行 &gt;</b> 国鉄バス運行(幹線のみ) 村内民間事業者が一部地域で路線バス運行 患者輸送車による診療所無料送迎(隔日運行)	昭和 59 年 4 月 三陸鉄道開業
昭和 61 年	JR バスの一部合理化(一部廃止) 民間業者に廃止代替バス運行を委託(21 条バス)	
平成 4 年 7 月	<b>&lt; 自主運行バス事業の開始 &gt;</b> JR バスの全面撤退 直営運行による「村民バス」の運行開始(80 条バス) 診療所無料送迎の廃止	5 路線 20 系統 車両 6 台
平成 12 年	村民バス運営改善検討懇話会の設置 路線一元化による民間委託を提言	
平成 14 年	村民バスとして一元化し、村内事業者へ運行委託(80 条バス)	

第1回田野畑村地域公共交通活性化協議会

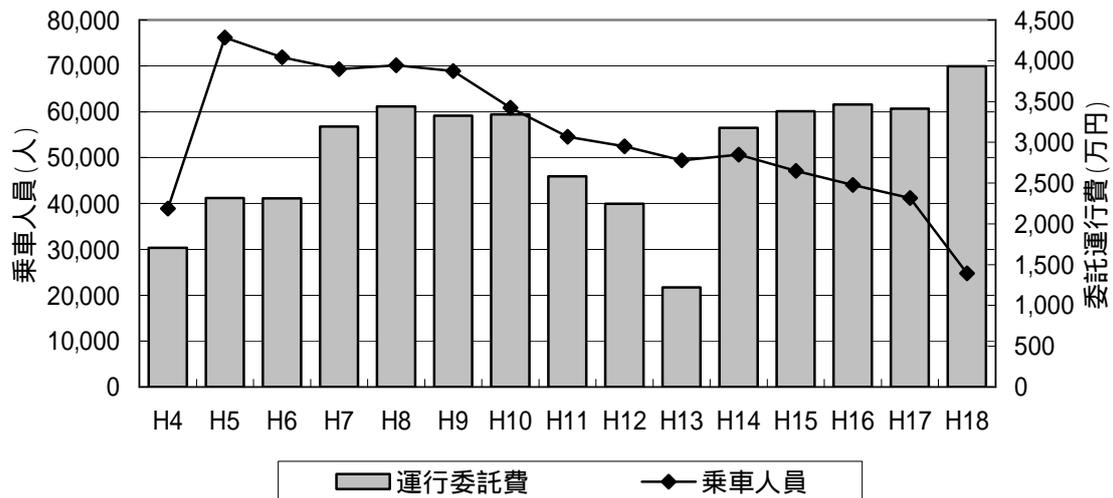


図 1 村民バスの乗車人員と運行委託費の推移

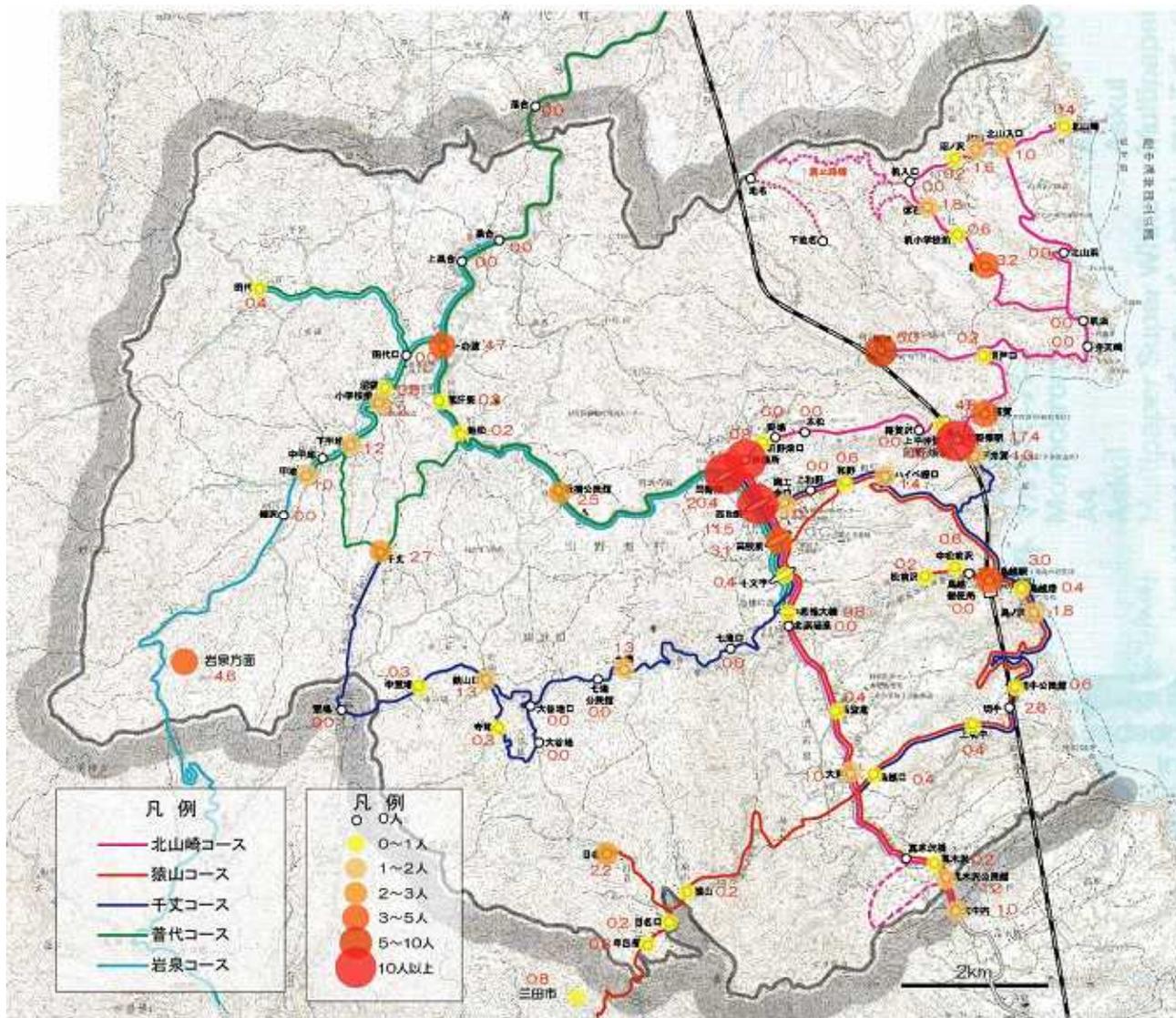
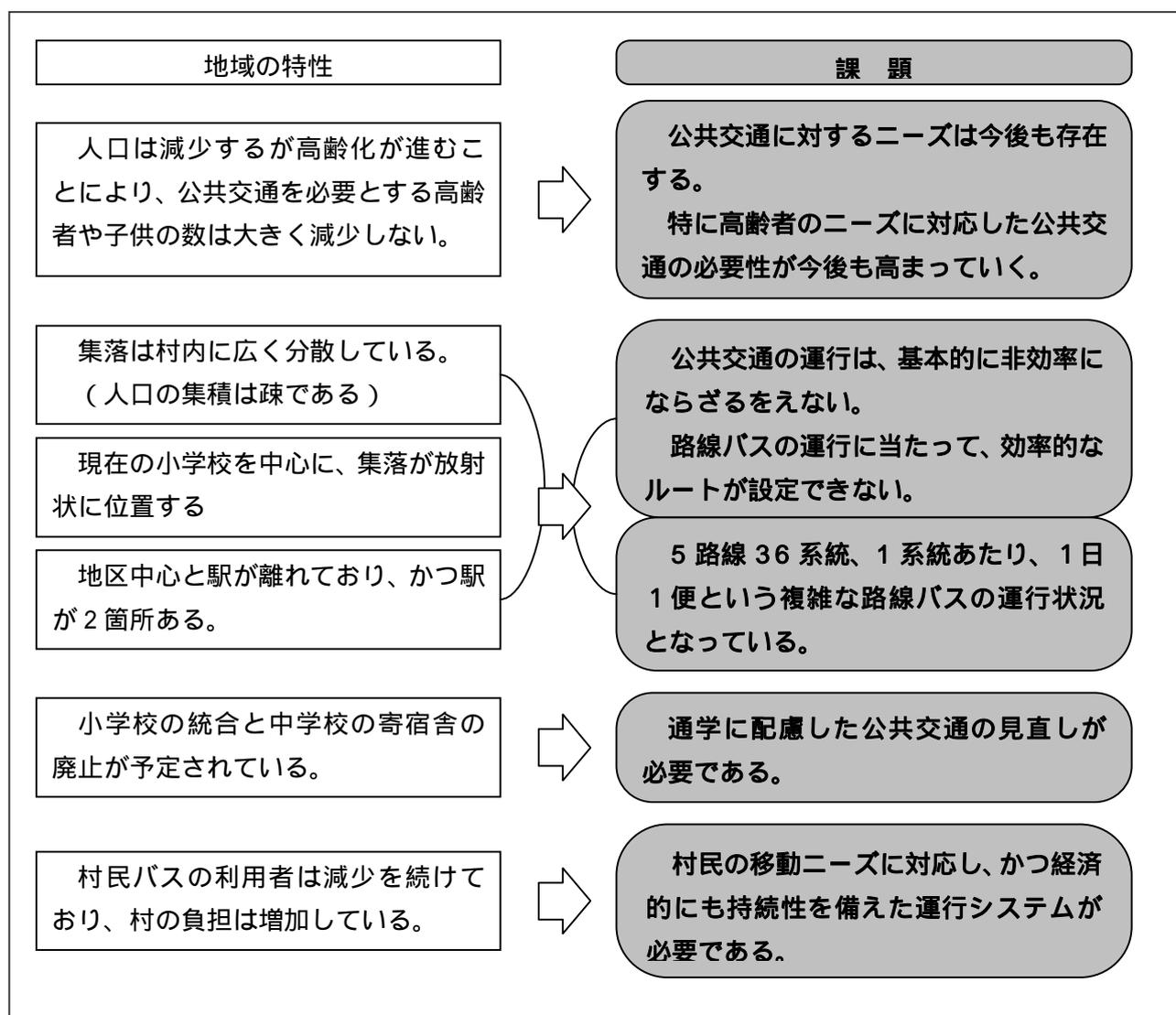


図 2 高齢者と一般の1日平均乗降人員（延べ人員）

1-2 公共交通の課題と検討方針

田野畑村の地域特性と、公共交通をめぐる課題は以下のように整理できる。



< 基本的な検討方針 >

- ・ バス利用者が減少している現在、路線バスに適さない地域特性からも、定時定路線型の路線バスによる公共交通ニーズへの対応は限界にきている。
- ・ 利用者のニーズに対応した交通システムを導入することが望ましい。

第1回田野畑村地域公共交通活性化協議会

1-3 利用者のニーズに対応した交通システム案

利用者の公共交通ニーズと、ニーズに適した交通システムとして、以下の組み合わせ（総合公共交通体系）が提案される。

表 2 公共交通のニーズと運行方法案（総合公共交通体系）

運行時間	対応ニーズ	主な行き先	適する運行方法例
6～7時	村外へ通院・通学 （三鉄乗換え）	田野畑駅、島越駅	路線バス
7～8時	村外へ通院・通学	田野畑高校、岩泉高校	路線バス
7～8時	小中学生の登校	田野畑小学校、 田野畑中学校	スクールバス
8～15時	高齢者や一般の 通院や買い物	田野畑診療所、田野畑駅、 島越駅、岩泉駅、三田市	デマンド型交通 （乗合タクシー等）
	観光客	北山崎、田野畑駅、鵜の巣断崖	路線バス
15～17時	小学生の帰宅 （一般も混乗）		スクールバス （一般混乗）
17～18時	小中高学生帰宅 （一般も混乗）		スクールバス （一般混乗）
19時～	村外からの帰宅		路線バス

## 2. 調査計画

### 2-1 調査・検討の目的と方法

調査・検討は、ひとつは住民アンケート調査や関係機関へのヒアリング調査等により村民の公共交通の現状とニーズの把握、ふたつ目は関係機関での協議による総合的な交通体系の連携・協力体制の検討を行う。ニーズの把握を受けて、運営・運行方法の適性を分析するとともに、需要の予測を行う。連携協力体制のあり方を検討し、ネットワークとしての村民の移動を確保するとともに、継続的な運営・運行を維持する利用促進を含めた運営協議体制の確立を目指す。

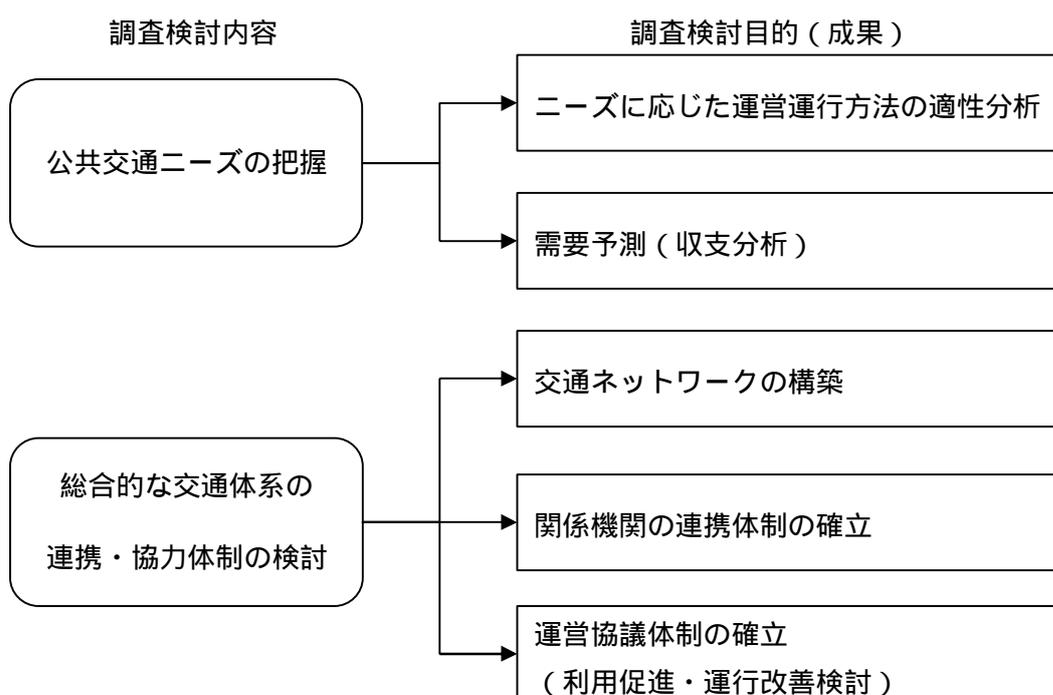
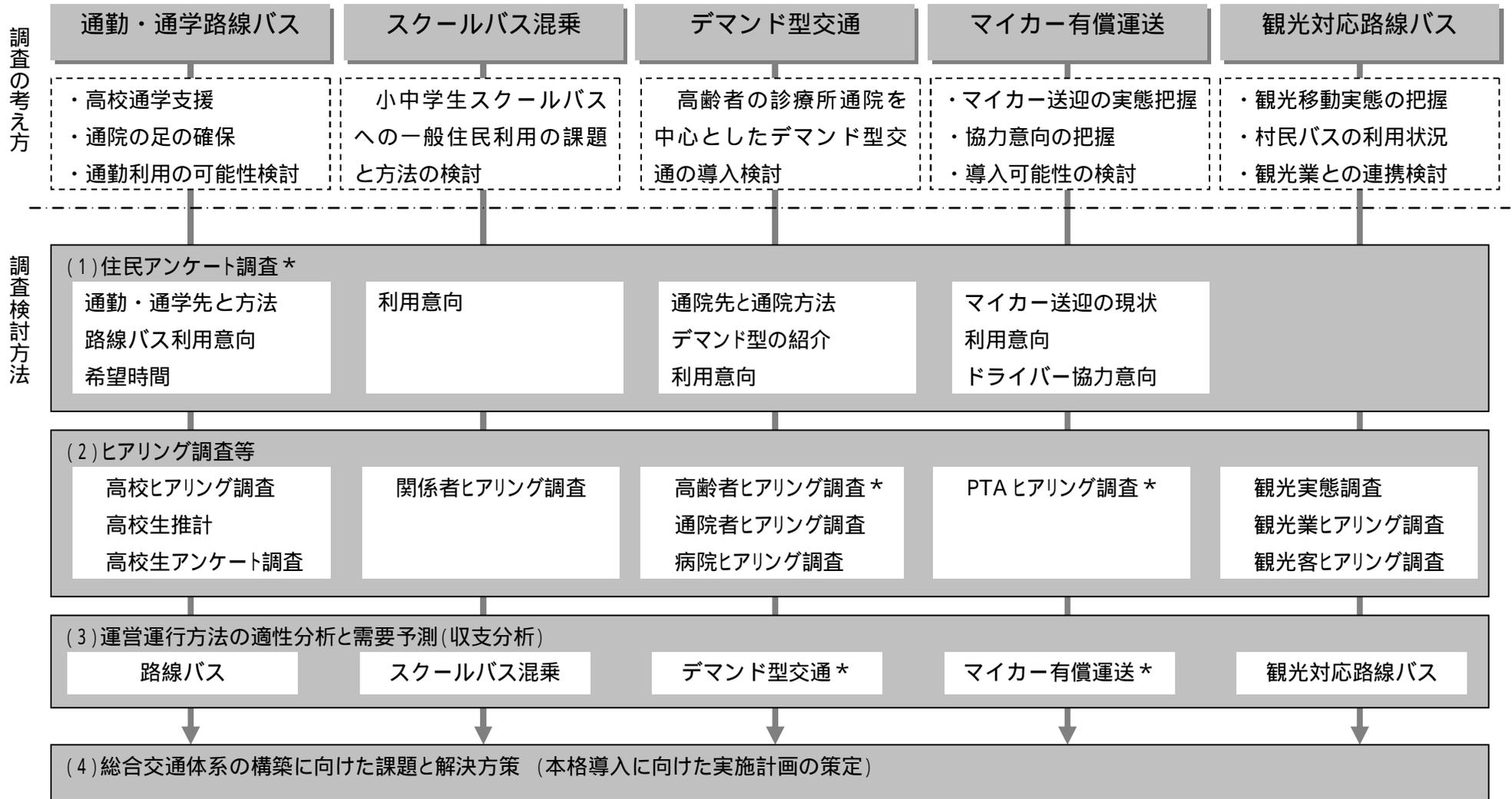


図 3 調査検討の目的と方法

2-2 調査・検討フロー図



\*がついている調査検討項目についてはさんりく基金を活用して実施する。その他については、活性化事業の適用を申請予定。

(調査概要)

(1) 住民アンケート調査

目的	高校生以上の住民を対象に、質問紙によるアンケート調査を実施し、デマンド型交通と過疎地有償運送の導入可能性を把握すると共に、サービス内容に関する質問を行い、サービス水準を決定する指標を構築する。
対象	全世帯(1400世帯) 15歳以上の村民(_____人)
方法	質問紙によるアンケート調査、自治区長を通じた配布回収
実施期間	7月中旬配布、下旬回収、(8月入力・集計)
調査項目 (案)	<p>1) 世帯人員、属性</p> <p>2) 現在の外出状況(外出目的と外出先と外出方法)</p> <p>    通勤状況: 通勤先</p> <p>    通学状況: 通学先と通学方法(高校生)</p> <p>    通院状況: 通院先、頻度、方法</p> <p>    買い物状況: 買い物先、頻度、方法</p> <p>3) 通勤・通学路線バスの利用意向と希望時間、希望ルート</p> <p>3) スクールバスの混乗利用意向、条件</p> <p>4) デマンド型交通の利用意向、</p> <p>5) マイカー有償運送について</p> <p>    ・家族送迎の現状、家族外送迎の現状</p> <p>    ・ボランティア・ドライバーとしての参加意思</p> <p>6) その他</p>

(2) ヒアリング調査等

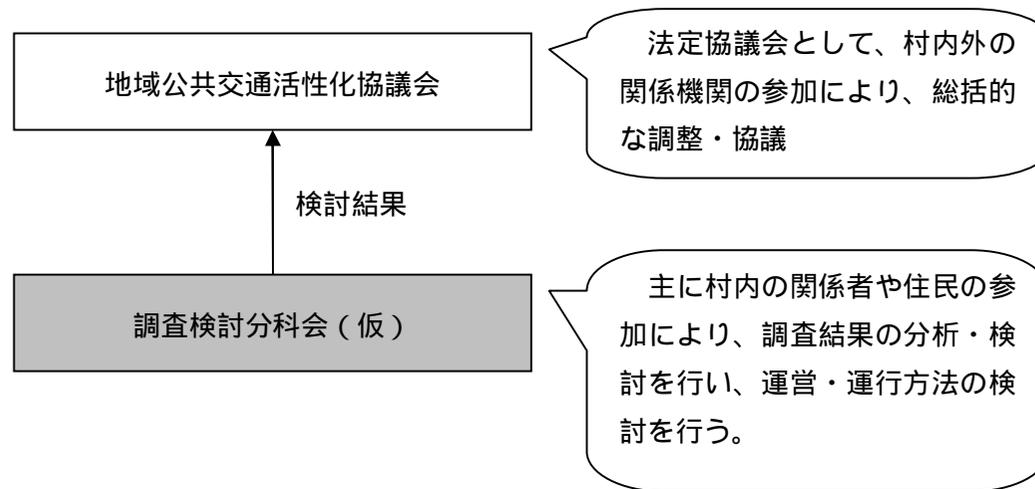
調査	対象	調査方法、質問項目	備考
高校ヒアリング	田野畑校 岩泉高校	<p>【方法】高校教諭へのヒアリング調査（各1回計2回）</p> <p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校時間（授業開始時間）</li> <li>・下校時間（需要終了時間）</li> <li>・部活動後の下校時刻と方法</li> <li>・登下校の状況</li> <li>・その他</li> </ul>	
高校生人数の推計	-	<p>【方法】高校別進学率と人口から、平成22年以降の高校別通学人数の推計を行う。</p>	進学先別の中学生人数データの収集
高校生アンケート	村内の高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校方法</li> <li>・下校方法</li> <li>・季節変化</li> <li>・時間のニーズ</li> </ul>	必要に応じて実施
関係者ヒアリング	教育委員会 田野畑中学校 田野畑小学校	<p>【方法】教育委員会および田野畑中学校に対して、調査員が訪ねてヒアリング調査を実施する。（2～3機関想定）</p> <p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスの運行予定</li> <li>・授業時間</li> <li>・登校や下校の状況</li> <li>・スクールバスへの一般混乗の可能性</li> <li>・その他</li> </ul>	

<p>高齢者ヒアリング</p>	<p>65歳以上の村民</p>	<p>【方法】地区別に65歳以上の村民に対してグループヒアリング調査を実施する。(6地区×8名程度=48名)</p> <p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の外出状況(目的別の行き先、方法、頻度)</li> <li>・送迎の現状</li> <li>・外出に関して困っていること</li> <li>・デマンド型交通の利用意向</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>1回×調査員2名×村民4名=村民8名 計6回程度</p>
<p>通院者ヒアリング</p>	<p>田野畑診療所 通院者</p>	<p>【方法】田野畑診療所において、通院者に対して調査員が対面ヒアリング調査を実施する。(2~3日間程度)</p> <p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院の方法と頻度</li> <li>・通院に際して困っていること</li> <li>・デマンド型交通の利用意向</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>田野畑診療所と協議の上、実施する</p>
<p>病院ヒアリング</p>	<p>田野畑診療所 歯科医院(2)</p>	<p>【方法】診療所および村内の医療機関に対して、調査員が訪ねてヒアリング調査を実施する。(3施設)</p> <p>【質問項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来人数</li> <li>・外来診療時間</li> <li>・公共交通との連携の可能性</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>状況に応じてアンケート調査として実施する。</p>

<p>PTAヒアリング</p>	<p>小中学生の 保護者</p>	<p>【方法】地区別に65歳以上の村民に対してグループヒアリング調査を実施する。(6地区×4名程度=24名) 【質問項目】 ・現在の通学状況、マイカーの送迎状況 ・グループ送迎の可能性 ・その他</p>	<p>1回×調査員1名×村民4名=村民4名 計6回程度</p>
<p>観光実態調査</p>	<p>村</p>	<p>【方法】観光に関する資料の収集整理 【収集資料】 ・観光地、観光施設の概要 ・観光入込み数 ・その他</p>	
<p>観光業者ヒアリング</p>	<p>村、観光事業者</p>	<p>【方法】村および村内の観光事業者に対して、調査員が訪ねてヒアリング調査を実施する。(3~4施設) 【質問項目】 ・季節別の入込み数 ・来訪者の居住地、来訪手段 ・公共交通のニーズ ・その他</p>	<p>羅賀荘、体験村他</p>
<p>観光客ヒアリング</p>	<p>観光客</p>	<p>【方法】村内の主要観光地において、観光客に対して調査員が対面ヒアリング調査を実施する。(2~3日間程度) 【質問項目】 ・居住地 ・移動手段 ・公共交通のニーズ ・その他</p>	<p>北山崎</p>

2-3 調査・検討体制

検討は、活性化協議会の分科会を設置し、調査方法の精査や結果の分析、運営・運行方法の協議等を行う。



地域公共交通活性化協議会メンバー	調査検討分科会（仮）メンバー	
田野畑村、タクシー事業者、三陸鉄道株式会社、道路管理者 田野畑村教育委員会、田野畑村保健医療センター 振興会代表、東北運輸局岩手運輸支局、宮古地方振興局 バス協会、老人クラブ、婦人連合 運輸産業労働組合協議会	生活交通分科会（仮）	観光と公共交通（仮）
	振興会（6）、老人クラブ（1）、PTA（1） タクシー事業者（3）、三陸鉄道（1） 村（2）、教育委員会（1）、保健医療センター（1） 計16名程度	村（3）、タクシー事業者（2） 三陸鉄道（1） 観光事業者（3～4） 計10名程度
第1回 6月2日 調査計画について 第2回 1月頃 調査結果、実施計画について	第1回 7月頃 住民アンケート調査について 第2回 9月頃 住民アンケート調査結果について 住民ニーズ、運営運行方法について 第3回 11月頃 実施計画について	第1回 観光事業の現状 第2回 観光実態調査結果 運営運行方法 第3回 実施計画について

3. 検討スケジュール

年度	月	協議会・分科会	調査	備考
H20	6月	第1回活性化協議会(立ち上げ、調査計画の説明)	アンケート調査票の作成	活性化事業への申請
	7月	第1回分科会(上旬) ・住民アンケート調査、ヒアリングについて	アンケート調査の実施(中旬に配布、下旬に回収)	
	8月		アンケート調査票の入力分析 ヒアリング調査の実施	
	9月	第2回分科会 ・アンケート結果 ・ヒアリング調査結果	補足調査	
	10月		需要予測分析(収支分析) 運営方法の検討に向けた関係者ヒアリング、協議	
	11月	第3回分科会 ・需要予測分析(収支分析)結果 ・運営・運行方法案について	運営方法案の決定	
	12月		計画素案づくり	
	1月	第2回活性化協議会 ・調査検討結果 ・実施計画素案(連携計画)の策定		
	2月	実施計画案(連携計画)の公表		パブリックコメントの実施
	3月	実施計画(連携計画)の策定		計画案の認定申請
H21		デマンドの実験、車両購入等		実施計画に基づく事業1年目
H22		新交通体系への本格移行		実施計画に基づく事業2年目
H23		運行改善		実施計画に基づく事業3年目

年 月 日

国土交通省東北運輸局長 殿

申請者名 田野畑村地域公共交通活性化協議会

代表者名 会長 上机 莞治

平成20年度 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画  
認定申請書

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定を下記のとおり申請します。

## 記

申請者	申請者名： 田野畑村地域公共交通活性化協議会
	代表者名： 会長 上机 莞治
	構成員：(別添資料1を参照)
連絡先(事務局等)	所在地(都道府県名も記載)： 〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1
	担当者名： 田野畑村政策推進課 政策推進班主査 工藤光幸
	T E L : 0194-34-2111(内線 62)
	F A X : 0194-34-2632
	E-mail : m-kudou@vill.tanohata.iwate.jp

## 1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

### (1) 公共交通の概況

田野畑村の公共交通としては、村民バスと三陸鉄道がある。村民バスは平成4年にJRバスが撤退したのを契機として運行を開始し(旧80条バス)、現在は5路線36系統を7台の車両で運行し、村内の重要な公共交通となっているほか、隣接する岩泉町や普代村と村を結ぶ交通手段の役割も担っている。平成14年までは、民間事業者による代替バスも運行されていたが、運行経費の削減等の対策の一環として村民バスに統合されており、現在は村民バスが村内の公共交通を担っている。村民バスの運行にかかる費用として、村が約4千万円/年を負担して維持している。

三陸鉄道は村の東側の三陸海岸沿いを走り、村内には田野畑駅と島越駅の2駅があり、村外への移動に際して重要な交通拠点となっている。

村内の医療機関としては田野畑村診療所(医師数1名)しかないことから、村民バスは村全域から診療所までの足としての役割を果たしている。診療科目によっては村外の医療機関に通院する必要があり、村民バスと三陸鉄道が利用されている。

また、村内には高校が、岩泉高校の分校として田野畑校が1校あるが、生徒数は少なく、岩泉高校他近隣市町村の高校への通学手段としても、村民バスと三陸鉄道が利用されている。

### (2) 公共交通の問題点

#### (小学校の統合：平成22年4月予定)

平成22年度から村内の6つの小学校が1校に統廃合される予定となっており、これに伴ってスクールバスの導入が必要となっている。スクールバスを導入するにあたっては、現在の村民バスと路線やダイヤ等のニーズが重なる部分も少なくないことから、スクールバスの導入に伴い、村内の生活交通体系を見直す必要が生じている。

#### (中学校寄宿舎の廃止：平成22年4月予定)

また、現在、村内に1校ある中学校は寄宿舎が整備されているが、道路の整備や社会的な変化によって寄宿舎を利用する生徒数は半数を下回っており、今後廃止も予定されている。そのため、小学校のスクールバスと同様に中学生の通学についても対応が求められている。

#### (観光振興との連携)

村内には有数の観光地である北山崎や鶉の巣断崖などのほか、近年は体験型の観光振興も進めており、観光と連携した公共交通の整備が求められている。

#### (村民バスの利用者の減少)

村民バスの利用者数は、平成4年の運行開始以降減少を続けており、平成5年には7万4千人だった利用者数は平成18年度には2万5千人と3分の1にまで減少している。増加する運行経費対策として減便や路線の合理化などを進めているが、その結果、系統数が増える一方で系統ごとの便数は減少するなど、複雑な路線形態となり、利用しにくいバス運行となっている。

また、田野畑村は集落が村内に広く分散しており、路線バス利便性を確保しつつ運行の効率化が難しい地域特性を抱えている。そのため、利用者のニーズに応じた公共交通の実現を実現するためにはデマンド型交通の導入など新しい運行方法も含めた総合的な公共交通体系の検討が必要となっている。

## 2. 地域公共交通総合連携計画策定調査の必要性

これまで生活交通対策の検討は、既存の村民バスの運営や運行を前提としつつ、問題点や改善について話し合うにとどまっており、通学支援や観光振興も含め、村の地域特性に応じた総合交通体系の検討は行ってこなかった。

総合的な交通体系を検討するに当たっては、村民の移動実態の分析や村に適する持続可能な公共交通の運営運行方法の適用性の検討、関係機関との幅広い協議や連携が必要となってくる。

そのため、これから策定を目指す田野畑村地域公共交通総合連携計画では、住民、教育機関、診療所、観光関係団体、鉄道、タクシー等多様な主体の連携と協働に基づいた、実現性、持続性を備えた総合的な公共交通ネットワークのあり方を描くとともに、実現に向けた具体的な取り組み方策を検討したいと考えている。

そのためには、公共交通に関する実態調査を実施し、総合的な公共交通体系の構築に向けた課題と方向性を明確にするとともに、以下の点について具体的に検討する必要がある。

- ( 1 ) 小中高校生の通学の足の確保方策と一般住民との混乗の可能性の検討
- ( 2 ) 村内外の通勤や通院
- ( 3 ) 観光資源と公共交通の連携による地域観光振興
- ( 4 ) 総合的な公共交通ネットワークの構築と連携体制の確立
- ( 6 ) 継続的な利用促進体制の確立

3. 調査の内容	
調査の名称	調査の内容
高校生の通学ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 村内高校生へのアンケート調査および、高校へのヒアリング調査（岩泉高校、田野畑校）を行い、高校生の通学実態の把握と公共交通ニーズの把握を行う。</li> </ul>
通院ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 田野畑診療所他村内医療機関への通院者に対してヒアリング調査を行い、通院実態の把握と公共交通ニーズの把握を行う。</li> <li>▶ 診療所や医院へのヒアリング調査を行う。</li> </ul>
観光客の移動状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 観光客へのヒアリング調査を行い、移動ニーズの把握を行う。</li> <li>▶ 村内の観光事業者へのヒアリング調査を行い、公共交通との連携可能性を検討する。</li> </ul>
需要予測（収支分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ニーズ調査結果をもとに、検討した運営運行に対する需要予測を行い、収支分析を行う。</li> </ul>
総合交通体系実施計画案の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総合交通体系の実現に向けた計画案の策定検討を行う。</li> </ul>

4. スケジュール				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（ ） または横棒線（ ）で記載。				
調査の名称	4月	9月	12月	3月
高校生の通学ニーズ調査		—		
通院ニーズ調査		—		
観光客の移動状況調査		—		
需要予測（収支分析）			—	
総合交通体系実施計画案の策定			—	

5. 予算計画			
調査の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
高校生の通学ニーズ調査	222 千円	222 千円	0 千円
通院ニーズ調査	335 千円	335 千円	0 千円
観光客の移動状況調査	315 千円	315 千円	0 千円
需要予測(収支分析)	283 千円	283 千円	0 千円
総合交通体系実施計画案の 策定	270 千円	270 千円	0 千円
事務費	1,175 千円	1,175 千円	0 千円
小計	2,600千円	2,600千円	0千円

平成 20 年 8 月 日

東北運輸局 岩手運輸支局長 殿

名 称 田野畑村  
 住 所 下閉伊郡田野畑村田野畑 143 番地 1  
 代表者の氏名 田野畑村長 上 机 莞 治

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 岩手県田野畑村  
 住 所 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 番地 1  
 代表者の氏名 田野畑村長 上 机 莞 治

## 2. 登録番号

岩手 22 ゆ 511 岩手 22 ゆ 421 岩手 230 さ 230 岩手 200 さ 770  
 岩手 200 さ 880 岩手 200 さ 531 岩手 200 さ 374

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

(市町村運営有償運送：交通空白輸送 (又は市町村福祉輸送))

## 4. 路線又は運送の区域

## ・ (1) 路 線 (交通空白輸送に係るもの)

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	北山崎	明戸	大牛内	33.6
2	診療所	島越駅	三田市	38.4
3	千丈	七滝	島越口	30.1
4	普代駅	田代	診療所	29.5
5	岩泉	巢合	思惟大橋	37.0

## ・ (2) 運送の区域 (市町村福祉輸送に係るもの)

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
田野畑村	岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 ( 軽 )
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 ( 軽 )	車いす車 ( 軽 )	兼用車 ( 軽 )	回転シート車 ( 軽 )	セダン等 ( 軽 )	小 計 ( 軽 )	
田野畑村	7		7	( )	( )	( )	( )	( )	( )	7 ( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
地域住民	

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額  
( 必要に応じ関係資料を添付のこと )  
別添各コース料金表のとおり

# 第 1 回 田野畑村地域公共交通活性化協議会

## 議 事 録

日時：平成 20 年 6 月 2 日 13:30～

場所：田野畑村役場第一会議室

### 1．開会

### 2．委員の紹介

### 3．委嘱状交付

### 4．村長あいさつ

本日は、ご多忙のところ田野畑村地域公共交通活性化協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本村を含む中山間地域では、公共交通の確保は大変苦勞をしています。全体的な公共交通のあり方を見直そうということでこれまで時間をかけて取り組んできましたが、ちょうど昨年、国の方で地域公共交通活性化・再生法が施行されました。本日は、この法律に基づく連携計画の策定をスタートさせたいということで、皆様にお集まりいただきました。こういう地域の住民の足の確保をどうしようかということについてご意見を賜りたく存じます。よろしく願います。

本村では、現在 6 校の小学校がありますが、これを 1 校に統合するという計画が進んでおります。それに伴って通学の足をどのように確保するか、また現在運行している村民バスの乗車率が悪いという面もあり、これらを一体として運行して行き、地域の足を確保したいと考えております。

この取り組みを進めていくに当たって、国の法律に基づいて事業に応募したいと考えており、これについても委員のみなさまからご意見を頂戴したいと考えております。

本日お集まりいただきましたことに、改めて感謝申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

### 5．協議

#### ( 1 ) 田野畑村地域公共交通活性化協議会規約の制定の承認について

( 事務局より資料説明の後、質疑応答 )

事務局：これについて質問、ご意見がありましたらお願いします。

事務局：それでは、拍手を持って承認とさせていただきたいと思います。

委員：(拍手)

事務局：ありがとうございました。

## (2) 役員を選出

事務局：規約に基づきまして、会長を田野畑村長にお願いすることとし、会長のほうから副会長と監事の指名をお願いします。

会長：副会長には、沼袋地区自治振興会会長の佐々木菊三郎さん、監事は三陸鉄道株式会社の金野様と宮古地方振興局の田中様にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。また、規約の中の分科会などについては、後ほど定めるということにさせていただきたいと思います。

## (3) 田野畑村地域公共交通活性化協議会事務局規程の制定の承認について

(事務局より資料説明の後、質疑応答)

会長：ご意見のある方はよろしくをお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、事務局規定については、原案の通り決定することといたします。

## (4) 田野畑村地域公共交通活性化協議会財務規程の制定の承認について

(事務局より資料説明の後、質疑応答)

会長：これにつきまして、ご意見のある方はよろしくをお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、財務規定については、原案の通り決定することといたします。

## (5) 平成20年度事業計画、歳入歳出予算について

(事務局より資料説明の後、質疑応答)

会長：ご意見をいただきたいと思います。

田中委員(宮古地方振興局)：ニーズに応じた公共交通を構築されるということで良いことだと思います。昨年度の調査結果のところですが、平成17年度から平成18年度のところでは利用者が落ちていること、平成13年度から平成14年度で経費が増えていることについて、分かる範囲で構わないので教えていただけますか？

事務局：利用者については、マイカーが普及していることもあって減少しています。少しずつダイヤの調整なども行っていますが、このような形の減少につながっていると思われます。費用については委託方法の変更によって、費用が計上されるようになっていきます。

会長：平成13年度までは直営で行っていましたが、平成14年度から委託という形に変更したた

めにこのようになっています。

金野委員（三陸鉄道株式会社）：法律に基づいて事業を申請するということですが、申請はもう行ったのか。

事務局：申請については、この協議会の設立が要件となっているので、この協議会での承認を受けて運輸局に申請したいと考えています。

会長：それでは、この件については今後さらに検討することにしておりますので、またそこで協議していただくということについて、原案の通り決定するということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### **（６）地域公共交通活性化・再生事業への応募申請について**

（事務局より資料説明の後、質疑応答）

会長：これにつきまして、ご意見のある方はよろしくお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、原案の通り決定することといたします。

#### **（７）村運営有償運送の有効期間の更新の登録について**

（事務局より資料説明の後、質疑応答）

会長：これにつきまして、ご意見のある方はよろしくお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、了承いただいたということとさせていただきます。

会長：運輸支局さんのほうから何かございますでしょうか？

中屋敷委員（岩手運輸支局）：活性化・再生法に基づく国の事業は、地域にあった公共交通をどのように構築するかということを支援する事業です。既に1次募集が済みまして、募集がかなりあり予算が厳しくなっています。田野畑村では2次募集に応募するということで、申請どおり採用されればいいなと考えております。

以上